

令和6年度

京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金申請 募集要領

本補助金は、“市民等の夢の実現を後押しする”ための企画提案型補助金です。本市の教育、文化、芸術又はスポーツの振興、新産業の興隆その他のまちづくりにつながる人材育成等に係る事業を実施する個人又は団体等に対して、「京丹後市韓哲・まちづくり夢基金」の運用益等を活用して補助金を交付し、夢の実現を支援します。

募集期間：令和6年4月1日（月）から令和6年5月8日（水）まで

事前着手も可能です

事業の実施時期を交付決定（例年6月頃）以降にすることができない事業や、事前に参加者を募集する必要がある事業などを補助対象とすることで、より多くの市民の夢の実現の後押しを行うため、事前着手を可能としました。

なお、事前着手の届出は、補助金の交付決定を約束するものではありません。



1 補助対象者

補助対象者は、個人、団体又は法人等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。なお、未成年者においては、その保護者が申請することができます。

- (1) 京丹後市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有すること。
- (2) 団体にあつては、組織の運営に関する規約又は会則等を定め、予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 市税（附帯金を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者でないこと。

2 補助対象事業

補助対象事業として募集する事業は、夢の実現に向けて取り組む事業であつて、下記の条件をすべて満たす事業です。本市の他の補助制度となる事業は補助対象外となります。なお、申請できる事業は、1個人又は1団体等につき1つとします。

事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合等で、交付決定までの間に事業に着手する場合は、事前着手届を提出する必要があります。なお、事前着手の届出は、補助金の交付決定を約束するものではありません。

- (1) 京丹後市韓哲・まちづくり夢基金条例（平成27年条例第43号）に規定する、本市の教育、文化、芸術又はスポーツの振興、地域経済活性化のための新産業の興隆その他のまちづくりにつながる人材育成、顕彰等に係る事業であること。
- (2) 令和6年度に実施する事業であって、同年度内に完了する事業であること。
- (3) 宗教的、政治的な宣伝を目的としない事業であること。
- (4) 本市の他の補助制度により助成を受けない事業であること（申請いただいた事業が本市の他の補助制度の対象となる可能性がある場合は、書類審査の時点で、より適した補助制度をご紹介させていただく場合があります。）。

3 補助金額、補助率等

(1) 補助金額 上限100万円 ※千円未満の端数は切り捨てます。

(2) 補助率 2/3以内

※ただし、教育、文化、芸術又はスポーツの振興に関する分野かつ営利を目的としない事業は、補助率10/10以内。

(3) 補助対象外経費等

下記の経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、補助対象事業に対し、国、府その他団体から助成金等を受ける場合は、補助対象経費から当該助成金等の額を除きます。

ア 食糧費（会議用湯茶及び講師等弁当代等を除く。）

イ 団体又は法人の運営に係る経常的な経費（事務所等の維持管理費、人件費、備品・設備購入費等）

ウ 補助対象事業の実施に直接関わりがない経費

エ その他社会通念上不適切と認められる経費

(4) その他

ア 補助金は、予算の範囲内での交付となります。

イ 補助金の交付時期は、事業完了後に「実績報告書」を提出していただき、補助金交付額が確定した後になります。補助金の概算交付は行いません。

ウ 講師等弁当代については、事業遂行上必要があると認められる範囲において、補助対象経費として認めます。ただし、弁当1個につき、上限額を1,000円（税込）として認めます（1,000円を超える費用については、補助対象外経費として取り扱います。）。

エ 保険料については、事業遂行上必要があると認められる範囲において、掛け捨てのものに限り補助対象経費として認めます。

4 申請書提出の手続き

下記の提出書類に必要事項を記入し、提出してください（必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。）。なお、申請に係る経費は、すべて申請者の負担となります。また、提出された書類は、返却しません。

(1) 募集期間及び提出方法

- ア 募集期間 令和6年4月1日(月)から令和6年5月8日(水)まで
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)
- ウ 提出場所 〒627-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷889番地(峰山庁舎2階)
京丹後市役所 市長公室 政策企画課(総合政策企画係)
- エ 提出方法 正本1部及び副本1部の計2部を、上記の提出場所まで郵送又は持参してください。電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。

(2) 提出書類

- ア 申請書(様式第1号)
- イ 添付書類
(ア) 事業計画書(補助対象者、事業内容、収支内訳、団体の場合は構成員名簿)
(イ) 団体の場合は、定款、規約、会則等
(ウ) 直近の予算決算書類の写し
(エ) その他参考となる資料(個人や団体等の活動等を紹介した記事等)
- ウ 事前着手届(様式第3号) ※事前着手が必要な場合のみ

5 審査

(1) 審査

申請者には、京丹後市韓哲・まちづくり夢基金運用委員会(以下、「委員会」という。)において、プレゼンテーションを行っていただきます。提出書類及びプレゼンテーションをもとに、主に下記の観点から委員会において審査を行います。なお、申請者が多数の場合は、同委員会による審査の前に、あらかじめ書類審査を行います。

- ア 将来性
- イ 新規性
- ウ 具体性
- エ 主体性
- オ 費用対効果
- カ 収支計画の妥当性

(2) 委員会の開催日等

- ア 開催日程 令和6年5月下旬頃(予定)
- イ 場 所 京丹後市役所 峰山庁舎(予定)
- ウ そ の 他 開催日程等の詳細は、申請者に事前に郵送でご案内します。なお、申請者がプレゼンテーションに出席できない場合は、提出書類のみで審査します。

6 補助金の交付決定

委員会の審査に基づき、京丹後市長が交付等を決定し、申請者に結果を通知します。なお、審査の経過及び内容については、開示しません。

7 その他

(1) 申請にあたっては、本募集要領のほか、必ず下記の条例等をご確認ください。

ア 京丹後市^{ハンデツ}韓哲・まちづくり夢基金事業補助金交付要綱（平成29年京丹後市告示第68号）

イ 京丹後市^{ハンデツ}韓哲・まちづくり夢基金条例（平成27年条例第43号）

ウ 京丹後市^{ハンデツ}韓哲・まちづくり夢基金条例施行規則（平成27年規則第30号）

(2) 補助事業については、チラシ、ポスター等を作成する場合は、本補助金を活用している旨を明示してください（実績報告書を提出していただく際、同チラシ等を添付していただきます。）。

(3) スケジュール（予定）

内容	時期	備考
募集期間	4月1日（月）～ 5月8日（水）	
委員会の開催	5月下旬頃	申請者によるプレゼンテーションを実施します。
交付決定	5月下旬～6月上旬頃	
事業実施	交付決定後～ 令和6年度末	事前着手届を提出の場合は、事前着手日以降

※スケジュールは、やむを得ず変更する場合があります。

8 お問い合わせ先

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地（峰山庁舎2階）

京丹後市役所 市長公室 政策企画課（総合政策企画係）

電話 0772-69-0120 FAX 0772-69-0901

メール kikaku@city.kyotango.lg.jp